

第1章

計画の概要 ~計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 「地域福祉」とは（「地域福祉」の考え方）

一般に「福祉」と言うと、「高齢者福祉」・「障害者福祉」・「児童福祉」など、対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いと思われます。そうした対象者ごとの法律・制度によって、それぞれ必要な福祉サービスが提供されてきたこともその一因になっています。

しかしながら、従来のように「福祉」を、特定の人のためのものというように限定的に捉えるのではなく、高齢者、障害のある人などの要支援者への対応を重視しながらも、それにとどまらず「住民誰もがその人らしい生活を送るために、各自の能力や興味・関心に応じて自己実現していけるようにするまちづくり」という広い視点で「福祉」を捉え直す考え方もあります。これからのまちづくりには、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して心豊かに暮らせるような仕組みをつくり、持続させていくことが求められます。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（「自助」）・住民同士の相互扶助（「互助」、「共助」）・公的な制度、サービス（「公助」）の役割分担と連携によって解決していこうとする取り組みが必要になります。

「地域福祉」とは正に、従来のもとは一線を画した概念で、制度によるサービスを利用するだけでなく、「地域の人と人との『つながり』を大切にし、お互いに支え合い助け合うような関係や、その仕組みをつくっていくこと」とされています。また、その実現のためには、それぞれ異なる個性を持った人々がその個性を尊重し合い、他の人や行政などとお互いに協力し、不足を補い合いながら、自立した生活を送ることができる地域社会をつくることが前提になります。

(2) 近年の動向と「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定

「地域福祉」に関しては、平成28年7月、国（厚生労働省）に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指すこと」とされました。さらに、平成29年の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されています。

また、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」に基づき、従来のセーフティネットであった「生活保護」に至る前の生活困窮者を支援していく制度が施行されました。

平成28年6月には、「夢をつむぐ子育て支援」等の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けた『ニッポン一億総活躍プラン』が閣議決定されています。

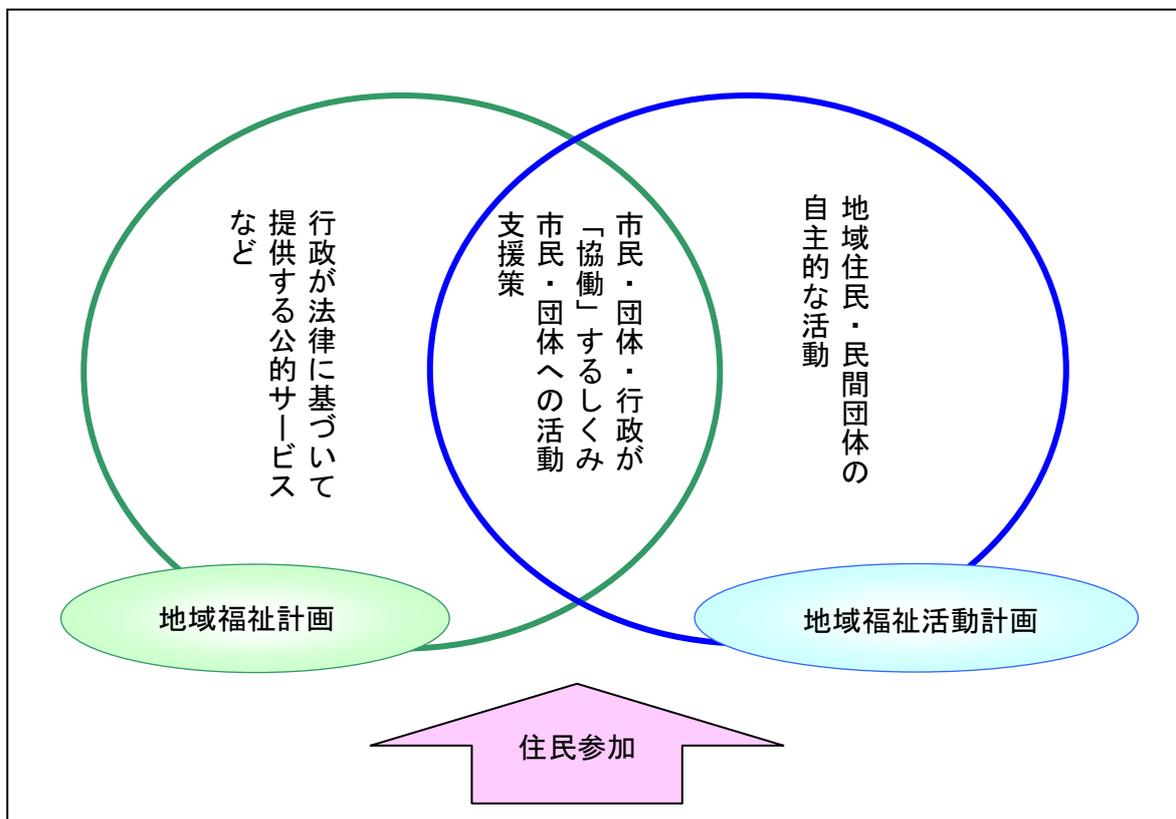
こうした近年の動向を踏まえながら、地域での多様な取り組みの推進・展開状況や課

題等を確認・把握し、それらの解決・改善に向け、この度『南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画』（愛称：『あったかささえあいプラン*』）を策定することとなりました。

*市民の皆さんに本計画に慣れ親しんでいただき、地域福祉の活動に取り組んでいく際の根拠の一つとしていただけるよう、「南房総市に暮らすみんながともに支え合い、あたたかい心のある地域づくりを進めていこう」という気持ちを込めて、『あったかささえあいプラン』という愛称を付けました。

2 計画の性格と位置づけ

◇本計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」と、地域住民と地域の福祉の担い手であるボランティア、NPO等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として社会福祉協議会が中心となり策定する「地域福祉活動計画」の双方を含み、一体的に策定したものです。



◇県の『第三次千葉県地域福祉支援計画(2015年度～2020年度)』とその後継計画、千葉県社会福祉協議会の『千葉県版「社協・生活支援活動強化方針」』等との整合・連携を図ります。

◇『第2次南房総市総合計画』の内容を踏まえた個別計画です。

◇「総合計画」と福祉等の各個別計画の中間に位置づけ、「総合計画」の方針や施策と、個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たします。

◇そのほか、市が策定している各種計画等との整合・連携を図ります。

◇ 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であるため、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針の下に策定し、相互に補完・補強しながら推進することが望ましいとしています。そこで、本市では、いわば「車の両輪」となる2つの計画の整合が図られ市における地域福祉の向上を進めていけるよう、両計画を一体的に策定することとしました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間とし、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

平成30年度 2018年度	平成31年度 令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度
策定作業		地域福祉計画・地域福祉活動計画					

【参考】関連計画の計画期間等

	年度							
	～平成30 2018	令和元 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025
南房総市総合計画	第2次計画							
南房総市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画		次期計画（予定）					
南房総市障害者計画	第2次計画		次期計画（予定）					
南房総市障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		次期計画（予定）					
南房総市子ども・子育て支援 事業計画	第1期計画		第2期計画（予定）					
南房総市健康づくり推進計画	（第1次計画）							